

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本総第352号
令和5年3月24日
宮城県警察本部長

死者情報の提供等に関する事務取扱要綱の制定について（通達）
見出しのことについて、適正な運用を図るため別添のとおり死者情報の提供等に関する事務取扱要綱を定め、令和5年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようになされたい。

別紙

死者情報の提供等に関する事務取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、宮城県警察が保有する死者に関する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 死者情報

死者に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人が識別できることとなるものを含む。）をいう。

(2) 課等

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第2条第5号に規定する課等、同規則第2条第6号に学校及び同規則第15条の2第1項に規定する庶務課をいう。

(3) 所管課

課等のうち、提供等に係る死者情報を保有し、又は当該死者情報に関する事務を所管する課等をいう。

(4) 行政文書

行政文書管理規則（平成13年宮城県公安委員会規則第7号）第2条第1号の行政文書をいう。

3 死者情報の取扱い

死者情報の取扱いについては、4に規定する場合を除き、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第61条、第63条から第67条まで、第69条及び第70条の規定を準用する。

4 遺族への提供

(1) 所管課の長は、次に掲げる場合は、死者情報（行政文書に記録されているものに限る。以下同じ。）を(2)に規定する者（以下「遺族」という。）に提供することができる。

ア 死者情報について、遺族から法第76条の規定による保有個人情報開示請求があり、当該情報を提供することで第三者の利益を害するおそれがないと認められるとき。

イ 遺族に提供することに相当な理由があると所管課の長が認めるとき。

(2) 提供することができる遺族

ア 当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、当該死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又は子

イ 前記アに掲げる者がいない場合にあつては、当該死者の血族である父母

ウ 前記ア及びイに掲げる者がいない場合にあつては、当該死者の血族である祖父母、孫又は兄弟姉妹

エ 前記アからウまでに掲げる者がいない場合など、相当の理由があると所管課の長が認める者

- (3) 未成年者若しくは成年被後見人である遺族の法定代理人又は遺族本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）（以下これらを「代理人」という。）は、当該遺族本人に代わって提供を受けることができる。

5 遺族への提供の可否の判断

所管課の長は、遺族への死者情報の提供の可否を判断するときは、当該遺族に対して次に掲げる書類の提示又は提出を求め、その資格を確認するものとする。

- (1) 遺族本人であることを示す書類（個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第1項各号に規定する書類をいう。）
- (2) 死者情報の本人が死者であること及び当該死者の遺族であることを証明する書類として次に掲げるもの

ア 戸籍謄本又は除籍謄本（本人が死者であること及び死者と遺族の続柄が確認できる内容が記載されているもの）

イ その他前記アに類する書類で所管課等の長が認めるもの

- (3) 代理人に提供する場合は、代理人であることを証明する書類として次に掲げるもの（提供をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

ア 未成年者の法定代理人の場合

戸籍謄本、戸籍抄本又は家庭裁判所の証明書（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第47条第1項の証明書をいう。以下同じ。）

イ 成年後見人（法人を除く。）の場合

成年後見登記の登記事項証明書又は家庭裁判所の証明書

ウ 成年後見人（法人に限る。）の場合

前記イに掲げるもののほか、窓口に来る者が当該法人を代表していることを確認し得る書類として、次に掲げるもの

- (ア) 窓口に来る者が当該法人の代表者であるとき

それを証明する書類（法人の登記事項証明書等）

- (イ) 窓口に来る者が当該法人の代表者以外の者であるとき

当該法人の代表者から当該窓口に来る者に当該手続について具体的に委任されている事実を証明する書類（法人の登記事項証明書、代表者印が押印されている委任状及び当該代表者印に関する印鑑の証明書等）

エ 任意の代理人の場合

原則として、遺族本人の実印が押印された委任状及び遺族本人の押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（実印によることが困難な場合にあっては、委任状及び遺族本人の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の複写物）

6 提供に係る留意事項

提供に当たっては、当該死者情報が記載された行政文書に、法第78条第1項各号に規定する不開示となる情報（以下「不開示情報」という。）が含まれているときは、不開示情報の部分を覆って複写する、該当ページを複写した上で不開示情報

を黒インク等で塗り潰して再度複写するなど、不開示情報を開示しない措置を講じ、提供するものとする。

7 遺族への提供の方法

遺族への死者情報の提供の方法については、別に定める個人情報保護事務取扱要綱第7－9で定める保有個人情報の開示の方法の規定を準用するとともに、次により行うものとする。

- (1) 遺族への死者情報の提供は、宮城県警察情報センターにおいて所管課の職員が実施するものとする。
- (2) 死者情報の提供を実施するときは、提供を受けようとする者が遺族本人又は代理人（以下「遺族等」という。）であることを確認するものとする。この場合において、遺族等であることの確認は前記5の規定に準じて行うものとする。
- (3) 死者情報が記録された行政文書の写しの交付等をするときは、遺族等に対して、死者情報が記録されている行政文書の写しの交付等申請書（別記様式）の提出を求めるものとする。

別記様式

死者情報が記録されている行政文書の写しの交付等申請書

年 月 日

殿

申請者 住所

氏名

次のとおり行政文書の写しの交付を申請します。

行政文書の件名	枚数
	枚
	枚
	枚